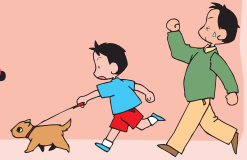


父子家庭のかたにも 児童扶養手当が支給されます



ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

健康福祉課子育て支援室 ☎1184

児童扶養手当とは

父母の離婚など、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉の増進のために支給される手当です。

父子家庭の支給要件

次の①から⑤のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども（心身に一定の障がいがあるときは20歳）について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消したことも
- ② 母が死亡したことも
- ③ 母が一定程度の障がいの状態にあることも
- ④ 母の生死が明らかでないことも
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄していることも、母が1年以上拘禁されていることも、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）



支給金額（月額）

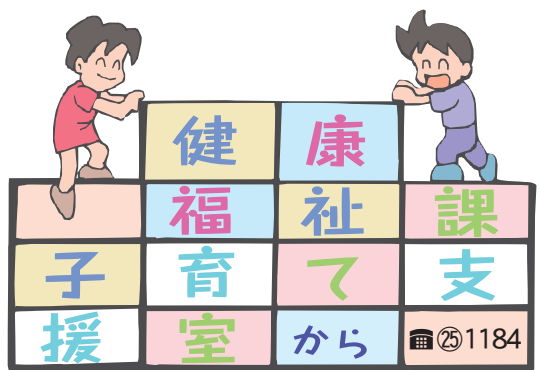
(1) 児童が1人の場合
 全部支給 41,720円
 一部支給 41,710円（9,850円）

(2) 児童が2人以上の加算額
 2人目 5,000円
 3人目以降1人につき 3,000円

申請手続きについて

※受給者本人や扶養義務者などの前年の所得が一定以上ある場合には、全額または一部の支給が停止されます。
 ※子どもや父が公的年金を受け取ることができる時などは手当を受け取ることができません。
 ※8〜11月分が支給されるのは12月です。

児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。子育て支援室へ問い合わせの上、11月30日(火)までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日(火)を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)
 申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本や住民票が必要です。受給資格者の状況によって、必要書類に違いがありますので、くわしくは子育て支援室へ問い合わせてください。



児童扶養手当の現況届の 受付が始まります

児童扶養手当の受給者は、年1回現況届を提出することになっていきます。現況届は8月以降の手当が支給されるかどうかを審査する大切な届けです。

該当されるかたには8月上旬に通知しますので、子育て支援室または各連絡所で必ず手続きを行ってください。

子ども手当の申請は お済みですか

子ども手当は、次世代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、創設された手当です。

◆ 支給対象者

中学校修了までの子どもを養育しているかた（所得制限はありません）

◆ 支給額（平成22年度）

児童一人当たり
13,000円

◆ 申請について

現在、中学2・3年生の子どもを養育しているかたや平成22年3月末時点で児童手当を受給していなかったかたについては、申請書を提出していただいた上で手当を受けることができます。

対象となるかたについては4月下旬に申請書を郵送しましたのでご確認ください。
 ※公務員のかたは勤務先での手続きとなります。

◆ 提出期限

新たに子ども手当の対象となるかた（転入、出生などは除く）についての認定請求書などは、平成22年9月30日(木)までに提出していただければ、平成22年4月分までさかのぼって支給することができますので、手続きがまだのかたはお早めに手続きを行ってください。